

NGな例

良かれと思って書いたことも、お店の印象を悪くしたり、逆効果になってしまうことがあります。キーパープロショップブログに書いてはいけない禁止事項をご説明します。

1. 個人情報に関わるもの

ナンバーが見えてはNG!



ぼかしてもNG!

車のナンバーが判明する写真を掲載

車のナンバーが見えると個人が特定されます。また加工などでぼかしても、ぼかしを除去して見ることができてしまう場合があります。必ずキーパープレートなどで全部隠しましょう。

お客様から承諾を得ていない写真の投稿

お客様だけでなく、スタッフの許可なしにスタッフを掲載することもNGです。

勝手に使われてる...



お客様の車の写真を何度も使いまわす行為



免許証やお客様アンケートなどお客様の電話番号・住所・個人特定できるものを掲載



個人が特定できてしまう希少な車

特殊や車や希少な高級車やクラシックカーは個人が特定できてしまいます。



2. 著作権、肖像権を侵害するもの

3. 飲酒や悪ふざけ、交通違反をしている場面

4. 他社コーティングとの比較



テレビや映画、ゲームの画面、小説や雑誌の表紙や内容、芸能人の写真は掲載することができません。



キーパープロショップブログは店舗を代表して書くものです。個人的にウケそうだからと、会社や店舗スタッフとの飲み会、交通などのマナーやモラルに反するような写真を載せるのは、店舗の印象を悪くする可能性があります。



他社コーティングと比較してキーパーコーティングの強みをアピールしているつもりでも、他社コーティングが悪いと言っていることにもなり、他社にとっては誹謗中傷になります。

5. お客様の車を研磨している写真



キーパーコーティングではよほど塗装が荒れていない限り、研磨をしません。研磨の写真を掲載してしまうと、そこしか見ていないユーザーは「キーパーは研磨をするものだ」と思い込んでしまう可能性があります。

6. 研修・上達会風景



日々コーティング技術を磨いている様子を載せてなぜいけないの?と思われるかもしれませんが、研修で使われている車の写真を見たときに、誰の車なのかお客様にはわかりません。ひょっとして「自分の車も研修(練習)で使われているのかも」と思うこともあります。だとするとお客様にとっていい気分はしません。

7. 価格・値引きに関するもの



Keeper 技研ケミカル製品の価格の掲載

ダイヤモンドキーパーケミカルなどのキーパー製品はあくまでプロ用であり、一般市販をしておりません。またキーパーコーティングの材料費になるので、掲載を避けください。ただし、市販用の販売用キーパークロスや洗車セットは掲載OKです。

※上記のようなブログは管理者の権限で、事前に報告することなく削除させていただきます。ご了承ください。

※NGな例は現段階で考えられるものです。他にもご意見があればお聞かせください。



優良誤認表示、有利誤認表示等の不当景品類及び不当表示防止法に違反する表記

本当は定価だけど、「大特価」って看板を出しておくとよく売れるから書いておこう」などの虚偽の表記はNGです。

値引き競争につながるような価格の表記

「他店より安い」を店のメリットにしてしまうと自らの首を締めてしまうとともに、同じ仲間のキーパープロショップにも影響を及ぼすので慎みましょう。

キーパーコーティング



8. 差別的表現、誹謗中傷行為



9. アダルト画像およびアダルト動画の掲載

